

様式第1号（第6条関係）

栃木県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書  
（妊孕性温存療法分）

栃木県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな					妊孕性温存療法を受けた者との関係		
	氏名							
	生年月日・性別	年 月 日生		男・女				
	住所	〒 -						
	電話番号	- -						
妊孕性温存療法を受けた者 （申請者と同じであれば記入不要）	ふりがな							
	氏名							
	生年月日・性別	年 月 日生		男・女				
	住所	〒 -						
	電話番号			患者アプリ番号（12桁） ※記載出来ない場合は下欄に理由を記載してください				
患者アプリ番号を記載出来ない理由								
妊孕性温存療法研究促進事業（妊孕性温存療法分）の申請回数  （いずれかの番号に○を付けてください）				1 1回目の申請 2 2回目の申請 （1回目の申請は同一都道府県） 3 2回目の申請 （1回目の申請は他の都道府県） 一都道府県名 { }				
栃木県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の対象となる費用について、他制度に基づく助成を受けていますか				はい ・ いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません				
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> （添付したものに☑） <input type="checkbox"/> 栃木県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第2号） <input type="checkbox"/> 栃木県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書（妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関）（様式第3号） <input type="checkbox"/> 栃木県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施医療機関）（様式第4-1号及び様式第4-2号（※）） ※様式第4-2号は実施要綱第2条三アに該当する場合のみ提出が必要 <input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類（戸籍謄本 胚（受精卵）凍結の場合） <input type="checkbox"/> 申請時に栃木県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票） <input type="checkbox"/> 事実婚に関する申立書（様式第5号）※事実婚の場合のみ <input type="checkbox"/> 助成金振込先の通帳等（口座番号、名義人氏名（カナ）が確認できるもの）写し							
振込先	フリガナ			金融機関名			支店名	支店
	口座名義			口座番号				
	口座種別	普通・当座						
以下の事項について同意します。（同意いただけない場合は、本助成を受けることができません） ・本事業の趣旨を理解し、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・本事業及び特定不妊治療費助成事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。								
年 月 日								
申請者氏名（自署）				助成決定金額 ※栃木県使用欄				
妊孕性温存療法を受けた者（自署） （申請者と同じである場合等記載不要）				円				

◎注意事項

- 1 妊孕性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には原則、親権者又は未成年後見人等の氏名を記載してください。また、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関施設における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、妊孕性温存療法を受けた者の自署は不要です。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、栃木県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊孕性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 6 助成回数は、合計2回までです。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第3号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第2号、様式第3号、様式第4-1号及び様式第4-2号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 本事業に参加する方の妊孕性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（新JOFR）」に登録されます。  
また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。  
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。  
その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

郵送先

〒320-8501  
栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課がん対策担当宛て  
※封筒に「医療助成関係書類在中」とご明記下さい。

問合せ先

栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課 TEL028-623-3096